



短期間に、同一の財産に 2回課税…相次相続控除

税理士・CFP® 越智 浩

Q. 短期間で同一の財産について2回以上の相続税が課税される場合。

昨年10月に母方の祖父が亡くなったとき、長女である母が実家の不動産と預貯金の合計7千万円を相続し、次女の叔母が株式その他の財産を相続しました。本年6月に相続登記と相続税の申告を済ませ、母は相続税780万円を納付しました。

ところが、祖父の介護を何年も続けていたからでしょうか、母は次第に体調を崩してゆき、12月に突然亡くなりました。父は12年前に亡くなっていますので、相続人は、私甲と妹乙の2人です。父が亡くなったときに、母と妹乙には死亡保険金がありましたので、自宅不動産は私甲が相続しました。従って、母の遺産は、祖父から相続した実家の不動産と預貯金、プラス自分の預貯金と合わせて1億円です。

兄妹で話し合った結果、すべての財産を1/2ずつ相続する遺産分割協議書を作成しました。相続税の申告はこれからですが、各人の納める相続税額は385万円になると思われます。この1年余りで祖父の時、母の時と、同じ財産に対して2回重ねて課税されているとしか思えません。

何か税負担を軽減する方法はありますか？

A. 相次相続控除を適用。

高齢化社会進行中である。この《設例》のように祖父母世代と父母世代、あるいは子世代も含めてみんな高齢者という時代が来ている。そうなると、短期間のうちに相次いで近親者が亡くなることも珍しくない。しかも、そのたびに（同一の財産について）相続税が課せられるとなると、長い間相続が始まらない場合と比較して税負担がかなり重くなる。そこで、相続税法には、**10年以内に2回以上の相続の開始があった場合**には、相続税の負担過重を調整するために『相次相続控除』という税額控除制度が設けられている。

制度の内容は、前回の相続（以下「第一次相続」という。）の開始から10年を経過しないうちに、第一次相続時に相続税を課せられた相続人に相続が開始（以下「第二次相続」という。）した場合、第二次相続における被相続人の第一次相続における相続税額のうち **下記の算式により計算した金額** を、第二次相続により財産を取得した相続人の **相続税額から控除** することができるというものである。法文で表現するとわかりにくいですが、《設例》に適用すると、祖父の遺産相続において母が納めた相続税780万円のうち一定額を、今回の母の遺産相続における私甲、妹乙の各人の相続税額385万円からそれぞれ控除することができる。

（算式：相続税法基本通達20-3）

$$A \times \frac{C/B-A}{1} \text{ (求めた割合が1を超えるときは1)} \times \frac{D}{C} \times \frac{10-E}{10}$$

$$= \text{相次相続控除額}$$

- A：第二次相続に係る被相続人が第一次相続により取得した財産につき課せられた相続税額
- B：第二次相続に係る被相続人が第一次相続により取得した財産の価額（債務控除後）
- C：第二次相続により相続人等の全員が取得した財産の価額の合計額（債務控除後）
- D：第二次相続により各相続人が取得した財産の価額の合計額（債務控除後）
- E：第一次相続開始の時から第二次相続開始の時までの年数（1年未満切り捨て）

具体的に、税額控除できる額を計算してみると、

$$780万円 \times \frac{1億円/7,000万円 - 780万円}{1.60 \cdots \rightarrow 1} \times \frac{5,000万円/1億円}{1} \times \frac{10-1}{10} \text{ (0.9)}$$

$$= \text{351万円}$$

となり、各人の算出税額385万円から351万円を控除することができる。最終的には、各人が相次相続控除後の相続税34万円を申告し、納付することになり、税負担がかなり軽減されることになる。ただし、算式からわかる通り、1年経過することに軽減効果は減少し、第一次相続開始後10年経過により0となる。

また、制度の内容からわかる通り、相次相続控除の適用は相続人に限られている。相続を放棄した者や相続権を失った者が遺贈により財産を取得しても適用はない。